

令和 5 年 5 月 1 日

関係団体の長殿

鳥取労働局労働基準部
健康安全課長

建設工事等におけるガス管損傷による労働災害の防止について（要請）

日頃から、労働安全衛生行政の運営にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきましては、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号、以下「安衛則」といいます。）第 355 条に基づき地山の掘削の作業を行う場合の作業箇所及びその周辺の地山についての埋設物等の有無及び状態の調査の実施等、事業者に対してガス管損傷による労働者への危害を防止するための措置の実施が義務付けられており、また、平成 19 年 3 月 22 日付け基発第 0322002 号「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」において、改修工事の際に、作業計画にガス会社等への事前連絡等について定めることを事業者に求めているところです。

今般、経済産業省産業保安グループガス安全室長から、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室長を経由して、別添のとおり標記の履行の確保について、事業者等へ要請するよう依頼がありました。

つきましては、建設工事におけるガス管損傷事故による労働災害を防止するため、下記の事項について、傘下会員等関係事業者に対する周知及びその履行の確保につきご協力をお願いいたします。

なお、経済産業省ホームページ（建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について：https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/03/20230310-02.html）に関連事項が掲載されていますので、ご参照ください。

記

- 1 くい打機等によるガス導管等の損壊の防止（安衛則第 194 条関係）
くい打機又はボーリングマシンを使用して作業を行う場合は、ガス導管等の有無及び状態を当該ガス導管等を管理する者に確かめる等の方法により調査し、その結果に適応する措置を講じること
- 2 ガスが存在するおそれのある配管の溶断等（安衛則第 285 号関係）
溶接、溶断その他火気を使用する作業又は火花を発生するおそれのある作業を行う場合は、ガスが存在するおそれのある配管については、あらかじめ、不活性ガス又は水を封入すること等により爆発又は火災の防止のための措置を講じること



3 地下作業場等（安衛則第 322 条関係）

可燃性ガスが発生する恐れのある地下作業場において作業を行う場合、又はガス導管からガスが発散する恐れのある場所において明り掘削の作業を行う場合は、爆発又は火災を防止するため、次に定める措置を講じること

一 ガスの濃度を測定する者を指名し、その者に、毎日作業を開始する前及び当該ガスに関し異常を認めたときに、当該ガスが発生し、又は停滞するおそれがある場所について、当該ガスの濃度を測定させること。

二 ガスの濃度が爆発下限界の値の 30 パーセント以上であることを認めたときは、直ちに、労働者を安全な場所に避難させ、及び火気その他点火源となるおそれがあるものの使用を停止し、かつ、通風、換気等を行うこと。

4 地山の掘削の作業前の調査（安衛則第 355 条関係）

地山の掘削の作業を行う場合は、あらかじめ、作業箇所及びその周辺の地山について埋設物等の有無及び状態を、埋設物等の所有者又は管理者に対して照会し、その結果に応じた手順を定め、これにより作業を行うこと。

5 ガス管による危険の防止（安衛則第 362 条関係）

ガス管に近接する箇所で明かり掘削によりガス管を露出させる作業を行う場合は、作業指揮者を指名して、その者の直接の指揮により、ガス管をつり防護、受け防護等により防護し、又は、あらかじめガス管を移設する等の措置を講じてから作業を行うこと。

6 掘削機械等の使用禁止（安衛則第 363 条関係）

明かり掘削の作業を行う場合において、掘削機械、積込機械及び運搬機械の使用によるガス導管等の損壊により労働者に危険を及ぼすおそれのある場合は、掘削機械等を使用しないこと。

7 改修工事における爆発防止（「建設業における総合的労働災害防止対策」関係）

改修工事における作業計画には、ガス会社への事前連絡等についても定め、これに基づく作業を徹底すること。

8 経済産業省からの要請に基づくガス管損傷事故の再発防止

- (1) 建設工事等の前には、ガス事業者に対し、ガス管の有無、その配置及び使用状況について照会するとともに、必要に応じ、当該建設工事等にガス事業者へ立会いを求めること。
- (2) ガス事業者に照会して得られた情報は、現場の工事作業員全員に周知を行い、適切な工事作業が行われるようにすること。
- (3) ガス管が埋設されている付近では、火気や電動工具の使用を避け、特に慎重に手掘り等で作業すること。
- (4) 敷地内に引き込まれる埋設ガス管は、歩道部や車道部の浅い箇所に存在する機会が多いため、特に注意すること。
- (5) 建設工事等の際、ガス管又はガス管かどうか判断できない埋設管を見つけたときは、ガス事業者に連絡すること。
- (6) ガスの臭いを感じた時は、火気や電動工具の使用を中止し、すぐにガス事業者に連絡すること。